

三八八

ニ於テ遺留分ヲ侵害スル事実ナカリシモノナリ是レ即チ減殺ヲ為スコトニ付テ贈與ト遺贈トノ間ニ先後ノ順序ヲ定メタル所以ナリトス

ニ、ニ何以上ノ遺贈アル場合ニ於テ其全部ヲ減殺スルコトヲ要セザルトス

キハ各遺贈ハ其目的ノ価額ノ割合ニ依リテ之ヲ減殺ス但遺言者カ其直言ニ別段ノ意思ヲ表示シタルトマハ其意思ニ從フ(民法オ一三三條)

ニ何以上ノ遺贈ハ被相続人ノ死亡ニ因リ同時ニ死後家分タルコト確定シタルモノナルカ故ニ原則トシテハ其間ニ減殺ノ順序ヲ定メス平等ノ割合ヲ以テ之ヲ減殺スルコトト爲シタルナリ

三、ニ何以上ノ贈與アル場合ニ於テ其全部ヲ減殺スルコトヲ要セザルトス

キハ減殺ハ後ノ贈與ヨリ前ノ贈與ニ前ノ贈與ニ及フ(民法オ一三三條)

贈與ト遺贈トノ間ノ順序ニ付キニ述ハタルトコロト同様ノ理由ニ基

一ノ遺贈又ハ贈與ノ目的カニ何以上ナル場合ニ於テ其全部ヲ減殺スルコトヲ要セザルトス

トヲ要セザルトスハ減殺スルハ価額ヲ有スル目的ノミニ付キ減殺ヲ請求

スルコトヲ得

買取附贈與ハ其目的ノ価額中ヨリ買取ノ価額ヲ控除シタルモノニ付テノミ減殺ヲ請求スルコトヲ得(民法オ一四一條) 買取附遺贈ニ由リ同

一ノ規定ナキハ民法第百五條ノ規定アルカ故ナリ

不相当ノ対価ヲ以テ爲シタル有價行為ハ當事者双方カ遺留分権利者ニ損害ヲ加フルコトヲ知リアラシタルモノニ限リ之ノ贈與ト看做スエトハ(一一七)ニ之ヲ述ヘタリ此場合ニ於テ遺留分権利者カ其減殺ヲ請求スルト

キハ其対価ヲ償還スルコトヲ要スルモノトス(民法オ一四二條)

條件附権利又ハ存続期間ノ不確定ナル権利ヲ以テ贈與又ハ遺贈ノ目的ト爲シタル場合ニ於テ其贈與又ハ遺贈ノ一部ヲ減殺スルハマドキハ遺留分権利者ハ民法オ百三十二條オニ項ノ規定ニ依リアラシタル価額ニ從ヒ其

減殺ヲ条件ノ成否又ハ存続期間ニ關係ナク直テ受贈者又ハ受遺者ニ給付スルコトヲ要ス(民法オ一一五條)

遺法ニ減殺ノ請求ヲ爲シタルトマハ請求ノ限及ニ於テ其贈與ハ效力ナク

三八九

ヒ又ハ其遺贈ハ無効ト爲リ左ニ掲クル效果ヲ生ス

- 一、未ク受贈者又ハ受遺者ニ目的タル財産ノ交付ヲマ以前ニ於テ減殺ノ請求ヲ爲シタルトモハ遺留分権利者タル相続人ハ其請求ヲ爲シタル限ニ於テ之カ交付ヲ爲ス義務ヲ免ガレ
- 二、既ニ受贈者又ハ受遺者ニ目的タル財産ノ交付アリタル後ニ於テ減殺ノ請求ヲ爲シタルトモハ其請求アリタル限ニ於テ受贈者又ハ受遺者ハ目的タル財産ヲ遺留分権利者タル相続人ニ返還スルコトヲ要ス。民法カ原則トシテ現物返還ノ主義ヲ採リタルコトハ第一一三九条、第一一四三條、第一一四四條ニ載シテ明白ナリ
- 若シ一、財産ニ付テ一部ノ減殺ノ請求アリタルトモハ其財産ハ受贈者又ハ受遺者ト遺留分権利者トノ共有財産ト爲レ
- 三、受贈者ハ其返還スルハマ財産ノ外尚ホ減殺ノ請求アリタル日以後ノ果實ヲモ返還スルコトヲ要ス。民法カ第一一三九条ニ贈與失効ノ效果ナリ
- 四、受遺者ハ其返還スルハマ財産ノ外尚ホ收取シタル果實ヲモ返還スルコトヲ要ス。遺贈カ無効ト爲リタルコトニ依ル当然ノ效果ナリ受遺者ハ受贈者ニ具ナリ減殺ノ請求アリタル日以後ノ果實ノミヲ返還スレハ足ルニアラス

トヲ要ス、遺贈カ無効ト爲リタルコトニ依ル当然ノ效果ナリ受遺者ハ受贈者ニ具ナリ減殺ノ請求アリタル日以後ノ果實ノミヲ返還スレハ足ルニアラス

- 五、受贈者ヲ贈與ノ目的ヲ他人ニ譲渡シタル後ニ至リ減殺ノ請求ヲ受ケタルトモハ遺留分権利者ニ其価額ヲ弁償スルコトヲ要ス、但譲受人カ譲渡ノ当時遺留分権利者ニ損害ヲ加フルコトヲ知リタルトモハ遺留分権利者ハ之一対シテモ減殺ヲ請求スルコトヲ得
- 前項ノ規定ハ受贈者ノ目的ノ上ニ地上権其他ノ権利ヲ設定シタル場合ニ之ヲ準用ス。民法カ第一一四三條
- 六、受遺者カ遺贈ノ目的ヲ他人ニ譲渡シタル後トモ之ニ減殺ノ請求アリタルトモハ其遺贈ハ無効ト爲ルカ故ニ譲受人カ当時遺留分権利者ニ損害ヲ加フルコトヲ知リタルトモトニ論ナク遺留分権利者ハ之一対シテ其財産ノ返還ヲ請求スルコトヲ得
- 七、受贈者及ヒ受遺者ハ減殺ヲ受ケルハマ限度ニ於テ贈與又ハ遺贈ノ目的

前項ノ規定ハ前条ノ場合ニ準用ス(民法第114条)  
 現物ノ返還ヲ爲スヘキ者カ之ヲ爲ササルトモハ遺言分権利者ハ其返還ヲ  
 求ムル爲メ訴ヲ提起スルコトヲ得(此訴ヲ休シテ遺言分回復ノ訴(民法  
 第115条)ト謂フ此訴ノ方式ニ付テハ別段ノ定メナカ故ニ給付ヲ  
 求ムル訴ニ関スル民事訴訟法ノ規定ニ從フゴトヲ要シ裁判所ノ管轄ニ付  
 フハ一般ノ規定ニ依ル外相続裁判籍ノ裁判所ニモ亦之ヲ提テスルコトヲ  
 得(民事訴訟法第114条)  
 遺言分権利者ハ受贈者ノ無資ヲ依リテ生シタル損失ハ遺言分権利者ノ  
 負担ニ歸ス(民法第114条)故ニ遺言分権利者ハ後ノ贈與ノ受贈者  
 カ無資カナルコトヲ理由トシテ前ノ贈與ヲ減殺スルコトヲ得サルモノト  
 ス  
 減殺ノ請求权ハ遺言分権利者カ相続ノ開始及ビ減殺スヘキ贈與スハ遺贈  
 アリタルコトヲ知リタル時ヨリ一年間之ヲ行ハサルトモハ時効ニ依リテ

三九二

消滅ス、相続開始ノトモヨリ十年ヲ経過シタルトモ本目シ(民法第115条)

相続法 完

大正十三年一月十五日印刷  
大正十三年一月十九日發行

〔非賣品〕

東京小石川区初音町十五小田方

編輯兼 發行所 新井歲篤

印刷者 全所 人

發行所 全所 中正社

14  
7/10

終